

## 文教大学聳塔祭実行委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は文教大学聳塔祭実行委員会と称し、事務所を文教大学湘南校舎内に置く。

(会の目的)

第2条 本会は聳塔祭を企画、運営し、各参加団体を取りまとめ、学生間の親睦を図ることを目的とする。

(本部役員の資格)

第3条 文教大学湘南校舎全学生の中で、自ら志望する者を本部役員とする。

(役員構成)

第4条 本会は次の本部役員を置く。

委員長 1名

副委員長、財務、総務、庶務、企画、渉外、編集、造形の各局長

2 必要があれば委員長の発議に基づき各局長の過半数の賛成で再構成する。

(役員職務)

第5条 本部役員は次の職務を行う。

(1) 委員長は本会を代表し会務を掌握する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は会務を代行する。

(3) 各局長は局員をまとめ仕事を遂行する。

(役員解任)

第6条 本部役員解任は自ら申し出て、委員会の承認を必要とする。

(財政)

第7条 本会の財政は、学友会によって割り当てられる学友会費、その他の収入をこれにあてる。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(顧問)

第9条 本会には顧問を置く。

※なお、この規約は暫定的なものであり、必要に応じて追加するものとして制定する。